



2026年5月29日
株式会社静岡銀行
株式会社山梨中央銀行
株式会社八十二長野銀行

「大規模災害発生時の預金払戻にかかる相互支援協定」を締結 ～広域連携により、災害時の金融機能維持体制を強化～

静岡銀行（頭取 八木 稔）、山梨中央銀行（頭取 古屋 賀章）、八十二長野銀行（頭取 松下 正樹）は、「富士山・アルプス アライアンス」の連携施策として、「大規模災害発生時の預金払戻にかかる相互支援協定」を締結しましたので、お知らせします。

本協定は、南海トラフ地震や富士山噴火などの大規模災害等が発生した際に、3行が相互に連携・協力し、お客さまへの預金の払戻し対応を継続できる体制を構築するものです。

今後も、「富士山・アルプス アライアンス」では、広域連携を通じて、地域金融のインフラの維持・強化を図り、地域のお客さまに安心・安全な金融サービスを提供してまいります。

1. 締結日 5月29日（金）

2. 目的など

- 南海トラフ地震・富士山噴火などの大規模災害発生時においても、営業エリアが隣接する3行で地域のお客さまへ安定的に金融機能を提供できるよう、相互に支援・協力することを目的として本協定を締結しました。
 - 本協定に基づき、被災銀行からの要請または協定締結金融機関の判断により、預金者に対する預金の払戻しの支援を速やかに開始します。
 - 具体的には、3行の営業エリア内が被災地または避難地になった場合、近隣に取引銀行の店舗がない場合でも、協定締結金融機関の店舗において、1口座あたり1日10万円を限度に預金の払戻しを行います。
- ※大規模災害等とは、最大震度6弱以上の地震、津波、大雨、洪水、噴火等の自然災害のほか、新型コロナウイルスのまん延やテロ等により、営業地域の金融機能の維持に大きな支障が想定される事態をいいます。

3. 業務フロー

